

資格取得後に必要な法定義務講習について

高圧ガス保安法関係

高圧ガス保安法では、一定規模以上の高圧ガス製造事業所に対して保安責任者の選任を義務付けています。

選任された方や、一部の資格保有者の方に対して、法令では一定期間ごとに講習を受けることが義務付けられています。

高圧ガス保安法関係

高圧法 第27条の2 第7項、第27条の3 第3項、第68条

(一社)千葉県高圧ガス保安協会では「保安係員講習」を年間4回開催しております。

「保安企画推進員」及び「保安主任者」の講習については、高圧ガス保安協会(03-3436-6102)にお問い合わせください。

資格	受講回次	受講の時期
保安主任者 保安係員	初回	製造保安責任者免状の交付を受けた日の属する年度の翌年度の開始日から3年以内 ただし、選任された日にすでに製造保安責任者免状の交付を受けた日から3年が経過している場合、又は選任された日から3年が経過するまでの期間が6か月未満の場合には、選任された日から6カ月以内
	2回目以降	前回受講した日の属する年度の翌年度の開始日から5年以内
保安企画推進員	初回	選任された日から6カ月以内
	2回目以降	前回受講された日の属する年度の翌年度の開始日から5年以内

*「年度」とは、毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間です。